

岐阜市情報共有システム試行運用要領

令和6年3月29日 決裁

(総則)

第1条 本要領は、岐阜市が発注する建設工事において、ASP（Application Service Provider）方式の情報共有システム（以下、「システム」という。）の活用に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 システムは、以下の目的で活用するものとする。

- (1) 受発注者間で書面により行われている工事帳票のうち「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「報告」及び「通知」を、電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る。
- (2) 現場代理人が受注者の属する会社内で、監督員が所属部局内で、それぞれ工事帳票をシステムで決裁・回覧することにより業務の効率化を図る。
- (3) 工事帳票及び工事写真等の工事関係書類について、システムの掲示板等で受発注者が、閲覧することにより業務の効率化を図る。
- (4) 段階確認及び打合せ等における受発注者間のスケジュール調整の効率化を図る。
- (5) 工事完成時に受注者が行う電子成果品の取りまとめ作業の負担低減を図る。

(活用する機能区分)

第3条 システムは、次の機能を活用するものとする。

- (1) 発議書類作成機能
- (2) ワークフロー機能（受発注者各々での決裁機能）
- (3) 書類管理機能
- (4) スケジュール管理機能
- (5) 掲示板機能

(対象工事)

第4条 市が発注する全ての建設工事を対象とし、受注者がシステム利用を希望する場合、内容等を受発注者間で協議するものとする。

(対象書類)

第5条 システムを用い電子的に交換・共有する工事書類は、受発注者間の協議の上、決定するものとする。

(利用するシステムの要件)

第6条 利用するシステムは、次の要件を全て満たすものから受注者が選定できる。

- (1) 国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」の（Rev.5.5）の要件を満たすこと。
- (2) システム利用に際して、システム利用者側に特別な補助プログラムが不要であること。
- (3) 1つのユーザーIDで複数の建設工事案件が処理可能であること。
- (4) システムの提供者は、受発注者からの操作等に関する問い合わせに対して電話及び電子メール等で対応できること。

(事前準備)

第7条 受注者は、建設工事で利用するシステムを選定し、その利用に必要となる対象者やユーザー情報等について発注者と協議を行い、承諾を得るものとする。

(情報セキュリティ対策)

第8条 受発注者においては、最新のセキュリティ対策が講じられた端末を使用するものとする。
(システム利用料)

第9条 建設工事（営繕工事を除く。）におけるシステムの利用に係る費用（登録料及び利用料）は、土木工事標準積算基準書の共通仮設費率計上分（技術管理費）に含まれている。なお、その他の積算基準書において共通仮設費率に記載されていない場合には、受発注者間の協議により別途積み上げ等による計上を行うものとする。

2 営繕工事におけるシステムの利用に係る費用（登録料及び使用料）について、契約金額の変更の求めがあった場合、費用に応じた金額を共通仮設費として積み上げ計上し、契約変更を行うものとする。

(システム利用における注意点)

第10条 システムを利用することが受発注者間の負担となるカタログ等の電子化が煩雑な書類等は、その都度、受発注者間で協議してシステムの利用を検討するものとする。

2 本要領に記載のない事項については、国が定める「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を準用するものとする。なお、国が定めるガイドラインを準用する場合、書類名、基準類や職名等について、市に同様のものがある場合は、市に読み替えるものとする。

3 本要領及び国が定めるガイドラインにおいて、疑義又は不明な点が生じた場合には、受発注者間の協議により運用するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則（令和6年3月29日決裁）

この規定は、令和6年4月1日から施行する。